

草津市農業振興計画の進捗状況  
(計画策定後の取り組み)

基本方針 1 持続的・安定的な農業経営の確立

基本施策 ①活力ある経営体の育成

- ・意欲ある担い手が、自ら創意工夫し、本市に適した農業経営が展開できるよう、農業経営方策について、指導、助言、支援を行います。
- ・水田経営所得安定対策の適用拡大を図るため、認定農業者制度の啓発などに努め、認定農業者や集落営農組織の育成を推進します。
- ・労働力の維持、確保や取引信用力の向上などに有効な経営体の法人化を促進します。
- ・観光農園や体験農園など、市民ニーズに対応した新たな農業経営モデルの構築に向けた支援を行います。

■計画策定後の主な施策の取り組み

◎認定農業者制度の活用促進

- ・認定農業者の育成  
(平成 20 年 : 63 件 / 平成 26 年 : 72 件)

○経営分析の講習や研修会の実施

- ・研修会等の実施による栽培技術の統一化
- ・農業機械や農業施設への補助

年度	件数	事業費	補助額	対象機械等	事業名
H21	1件	3,280千円	1,640千円	水稲直播機	産地競争力の強化対策事業
H22	3件	26,618千円	11,192千円	パイプハウス	経営体育成交付金
				トラクター	
				田植機	
H24	8件	38,635千円	11,158千円	コンバイン	経営体育成支援事業
				パイプハウス	
				イチゴ高設栽培施設	
				トラクター	
				田植機	
				乗用移植機	
H26	3件	16,903千円	4,554千円	米ヌカペレット成形機	経営体育成支援事業
				光選別機	
				野菜梱包機	
				コンバイン	
				プレハブ式冷蔵庫	
				フォークリフト	
				野菜梱包機	

○営農類型に応じた農業経営の確立

- ・担い手の明確化、経営指導等の充実  
(担い手数 : 平成 18 年 : 57 名 / 平成 23 年 : 79 名)

○法人化に向けた取組

- ・経営体の法人化に向けた取り組み支援  
(平成 20 年 : 5 件 / 平成 26 年 : 8 件)

○観光農園や体験農園など、新たな農業経営モデルの調査・研究

- ・草津未来研究所における着地型観光による交流人口拡大策に関する調査研究

## 基本施策 ②多様な人材の育成

- ・農家の後継者だけでなく、他職業からのUターン\*などによる新規就農者や定年帰農者、女性農業者など、多様な人材の育成・確保に向け、就農や農業経営に向けた支援を行います。

### ■計画策定後の主な施策の取り組み

- 農業後継者団体等の組織活動の充実
  - ・ J A女性部フレッシュミズ、若年層グループの設立（約 10 名、平均年齢 30 歳代）
- 新規就農者に対する相談・研修などの実施
  - ・ 新規就農者数（平成 22 年度 1 名（県）、平成 24 年度 1 名（県）、平成 26 年度 1 名（市））
- 家族経営協定の締結促進
  - ・ 28 世帯（平成 27 年 3 月現在）

## 基本施策 ③産地強化・草津ブランドの創出

- ・ほうれん草や水菜等の野菜や、草津メロン、あおばな等、本市の有力な農産物を草津ブランドとして確立するために、消費者にPR、情報発信を行います。
- ・本市の作付面積の大半を占める水稻や、新野菜のブランド化に向けた支援を行います。
- ・ほうれん草や水菜などの野菜は、今後より一層競争力を強化するため、有利販売が可能となるよう、組織での栽培に向けた支援を行います。
- ・県と連携を図りながら、「環境こだわり農産物\*」に基づく認証農産物の普及・拡大を推進します。
- ・より付加価値の高い農業が展開できるよう、農産物加工によるブランド化を支援します。
- ・ニーズの高い加工・業務用野菜について、水田における集団的な生産拡大に向けた取組を支援します。

### ■計画策定後の取り組み

- 消費者や市場、食品加工業者等への草津産農産物のPR
  - ・地産地消を目的に取り組まれている県の「おいしが、うれしが滋賀」事業に参加。商談・交流会により特産物の啓発や情報交換等を実施し、新たな取引先を確保
  - ・平成 27 年 3 月には市が事務局を持つ草津ブランド推進協議会主催により「草津野菜マルシェ\*」を開催し、草津産農産物のPRを実施



- ブランド化に向けた生産・出荷体制の確立

J A草津市におけるこだわりコシヒカリのCE荷受\*対応（生粳 45 t）

- ・草津のこだわり極上米「匠の夢」（食味値 85 以上）の生産
- ・草津あおばな、愛彩菜、山田ねずみ大根などを中心にブランド力を高めるため、各組織で取組強化に向けた検討を実施



- ・平成 26 年 12 月に草津ブランド推進協議会\*を設立、消費者に必要とされる特産品の創造に向けた方向性を検討

○農産物加工による商品開発等

- ・平成 26 年 12 月に草津ブランド推進協議会を設立、特産品の創造に向けた方向性を検討（再掲）
- ・ J A草津市におけるあおばな緑茶・あおばなほうじ茶、飴等の販売



- ・草津未来研究所における 6 次産業化に関する調査研究  
平成 24 年度から 2 年計画で、地域農水産業を元気あるものにする方策を検討するため、県・市関係課、J A、生産者団体が参画する 6 次産業化研究会を設立。草津市の現状と今後の方向性を模索
- ・草津市 6 次産業化推進事業費補助金交付要綱を制定（平成 26 年 8 月 6 日施行 平成 29 年 3 月 31 日まで）。
- ・湖南農業高校におけるあおばなしぼり汁の染物の開発、商品化



○水田における集団的な生産拡大に向けた取組

- ・滋賀県におけるしがの水田野菜の取り組み

## 基本方針 2 農地の保全と農業的土地利用の増進

### 基本施策 ①計画的な農地保全・高度利用の推進

- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画や、農地法に基づく農地転用許可制度などにより、優良農地の保全を図ります。
- ・各種都市計画制度において、農業以外の土地利用と調整を図りつつ、農地の保全を積極的に位置づけます。
- ・農地の多面的機能が健全に発揮されるよう、農地や農業施設などの資源を地域ぐるみの共同活動として保全する取組を支援します。
- ・農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の実態調査を実施し、活用農地としての機能の復元を図ります。
- ・水田を有効に活用するため、転作作物として麦の作付けを行うなど、農地の高度利用を推進します。

### ■計画策定後の主な施策の取り組み

#### ○優良農地の保全

- ・農作業受委託の促進（平成 23 年度、委託農家戸数 641 戸、224 h a）
- ・農業振興地域内の農用地区域の保全

農用地区域除外状況

単位:m<sup>2</sup>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
除外面積	1,043	1,107	22,281	2,478	541	0	330
編入面積	0	0	0	0	0	0	235

#### ○農地・水・環境保全向上対策の取組

- ・世代をつなぐ農村まるごと保全運動\*の指導
- 取組集落（平成 20 年度：10 集落／平成 26 年度：10 集落）

#### ○耕作放棄地の解消

- ・農業委員会によるパトロール及び指導

#### ○農地の高度利用の推進

- ・麦・大豆への転作
- 麦・大豆の作付状況

単位:ha

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
麦	151	167	159	177	163	164	173
大豆	103	130	127	167	151	161	173

## 基本施策 ②担い手への農地等の集積

- ・意欲ある担い手への農地等の集積を図るため、農地保有合理化法人（JA）を中心として、農地保有合理化事業（利用権設定等）などの実施を推進します。
- ・迅速な農地のあっせん等を図るため、農業委員会と連携して、農地などの貸借情報の収集や登録制度の運用を促進します。

### ■計画策定後の主な施策の取り組み

#### ○農地保有合理化事業（利用権設定等）の推進

年度	利用権設定面積			合計
	個人間	農協受委託	農地中間管理事業	
H21	126ha	208ha	0ha	334ha
H22	129ha	214ha	0ha	343ha
H23	135ha	220ha	0ha	355ha
H24	137ha	230ha	0ha	367ha
H25	144ha	257ha	0ha	401ha
H26	147ha	271ha	0ha	418ha
H27.5	158ha	282ha	3ha	443ha

#### ○農地などの貸借情報の収集・登録制度の運用

- ・JA草津市と農業委員会との連携
- ・JA草津市における中核農家の育成（6名）
- ・農地中間管理機構へ農地借受者としての農業者の登録
- ・草津市農業機械銀行へ農業者の登録

## 基本施策 ③効率的な営農環境の整備

- ・より生産性の高い農業が展開できるよう、未整備地域でのほ場整備事業等を推進するとともに、基幹的な用水施設や排水施設については、長期的な観点に立って、かんがい排水事業を計画的に推進します。
- ・農作業の効率化を図るため、農業用施設整備を支援するとともに、老朽化している施設の改修等について対策を検討します。

### ■計画策定後の主な施策の取り組み

#### ○土地改良事業等の推進

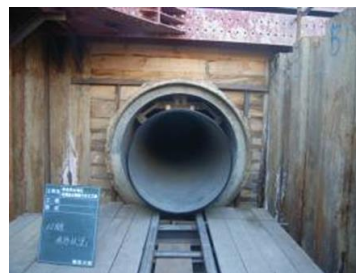
- ・新規ほ場整備事業の計画調整を行った。

#### ○草津用水二期事業の促進

- ・第一弾送水路事業の実施中。

#### ○農業用施設整備の促進

- ・農業用（農道・水路等）施設改良および更新を行った。





## 基本方針 3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消\*の推進

### 基本施策 ①食育と連携した地産地消\*の推進

- ・市内産農産物の学校給食への利用を通じて次世代を担う子どもたちへの食育を推進します。
- ・教育委員会と連携し、たんぼの学校推進事業\*等を活用しながら、児童が地域の水田や畑等での農体験を通じ、農業とふれあい、その理解を深める機会を創出します。
- ・食育基本法を基に、策定が進められている食育推進計画と連携を図りながら、食と農に関する取組を推進します。

#### ■計画策定後の主な施策の取り組み

##### ○学校給食での草津産農産物の利用拡大

- ・平成 25 年 4 月より、新学校給食センターの稼動に合わせ、米飯給食については 100%草津市産を供給
- ・米以外の農産物についても地産地消を進めるべく J A、県、市および栄養士、生産者も交えた情報交換会である「学校給食における地産地消検討会」を開催。これまでの使用品目である 9 品目（愛彩菜、草津メロン、みず菜、小松菜、大根、青ねぎ、ほうれん草、あおばな、みそ）に加え、新たにキャベツやチンゲン菜等を使用



##### ○教育ファーム等の取組の推進

- ・農業体験学習「たんぼのこ体験事業」を全校で実施

##### ○食育推進計画の促進、食育活動との連携

- ・第 2 次食育推進計画の策定（平成 26 年 2 月）※健康増進課



### 基本施策 ②市内販売・流通の促進

- ・市内産農産物を求める市民ニーズに対応するため、身近なスーパーマーケット等における販売、また事業所内の食堂等での利用など、地元農産物を提供できる仕組みづくりを検討します。

#### ■計画策定後の主な施策の取り組み

##### ○市内スーパーマーケット等との連携による市内販売体制の検討

- ・草津あおばな館（取扱高の増加、H18：233 百万円⇒H23：356 百万円）
- ・消費者の購入機会の拡充のため、新聞やテレビなどのメディアを使った PR 活動に取り組みにより来客数増を目指している。

##### ○食品関連事業者との連携による契約栽培等の拡大の検討

- ・日本生活協同組合連合会（生協）との相対取引\*  
（契約栽培まではできていない。）
- ・パナソニックホームアプライアンス社社員食堂において草津市産野菜を使用したサラダバーを提供。時期にあわせて野菜、草津メロンの直売も実施。その日に取れた地元の食材を使った「草津ヘルシー御前」を提供。平成 26 年 12 月には社員食堂における取組みが「第 16 回グリーン購入大



賞」大賞を受賞

- ・オムロン社員食堂においても、毎週金曜日カフェテリア方式にて草津の野菜サラダを提供。

### 基本施策 ③直売所の整備等の推進

- ・直売所における豊富な品揃えを実現するため、各農家における多品種・多品目の農産物の生産を促進します。
- ・商店街や駅前などを活用した市内産農産物の販売の促進など、新たな共同直売所の設置等を支援します。

#### ■計画策定後の主な施策の取り組み

- 直売所出荷に向けた多品種多品目農産物の生産促進
  - ・草津あおばな館における出荷協議会の設立
- 商店街や駅前などへの共同直売所の設置
  - ・草津駅前（デッキ）での地産地消フェアの開催（南びわこ青年農業者連合会）
  - ・FM草津前、JA等での産直市の他、各種イベントへの出店。

### 基本施策 ④農に関する情報提供の促進

- ・ホームページや広報等で農業や旬の市内産農産物に関する情報発信を行います。
- ・農業者の農薬の適正使用や生産履歴\*の作成、GAP\*の導入や情報提供の促進など、市民の信頼性向上を図る取組を支援します。

#### ■計画策定後の主な施策の取り組み

- ホームページや広報等での草津産農産物のPR
  - ・JA草津市HPの拡充
  - ・広報くさつ、市HP、フェイスブック等での情報発信
- 直売所マップ等の作成
  - ・湖南地域農業センターの事業として、農産物スタンプラリーの開催に合わせ直売所マップを作成（4市3JA）
- 生産履歴の情報提供の促進
  - ・JA草津市における販売する全農産物の生産履歴記帳の実施
  - ・JA草津市におけるGAPへの取組推進（米麦大豆：全農家、野菜：1組織）

基本方針 4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進

基本施策 ①ふれあいの場の確保と拡大

- ・市民と農業者の交流機会を拡大するため、市民農園や体験農園などの整備を図るとともに、J Aと連携を図りながら、朝市、即売会などの身近な農業イベントの実施を推進します。

■計画策定後の主な施策の取り組み

○市民農園や体験農園の整備

- ・ J A草津市、草津市農業振興協議会による市民農園の設置
- ・ J A草津市におけるあおばな館前のP R水田の活用（芋ほり体験等、小学校保育園延 210 名）
- ・ J A草津市、草津市農業後継者クラブによる農業体験の実施

○朝市や即売会など各種農業イベントの実施

- ・ 草津駅前（デッキ）での地産地消フェアの開催（南びわこ青年農業者連合会）【再掲】
- ・ F M草津前、J A等での産直市その他、各種イベントへの出店【再掲】

基本施策 ②環境配慮型・資源循環型農業の推進

- ・ 環境負荷を軽減する取組を地域全体に広げるため、エコファーマー\*認証取得に向けて啓発を行うとともに、環境負荷を軽減する技術の構築に努めます。
- ・ 農地・水・環境保全向上対策による農村資源を保全する共同活動への支援を行います。
- ・ 農業生産現場から発生する有機性残さや食品加工施設からの生ごみ等のたい肥化及び地域内農地での利用等、資源循環システムの構築を研究します。

■計画策定後の主な施策の取り組み

○エコファーマー認証取得の推進

- ・ エコファーマーの年度別認定数

単位：件

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
件数	28	6	0	3	140	17	7

○環境と調和した農業生産技術の構築

- ・ 環境こだわり農産物の作付面積の増加

環境こだわり農産物作付状況

単位：ha

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
水稲	131.8	151.0	141.1	140.3	188.0	192.1	214.7
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0	0.5	0.06
大豆	6.6	1.3	7.2	9.9	4.2	4.9	106.0
野菜	52.1	16.6	8.0	20.8	1.6	11.1	17.7
合計	190.4	168.9	156.4	171.0	209.9	208.6	338.5



- 農地・水・環境保全向上対策の取組の推進【再掲】
  - ・世代をつなぐ農村まるごと保全運動\*の指導  
取組集落（平成20年度：10集落／平成26年度：10集落）
- 資源循環システムの検討
  - ・オムロン食堂残渣を堆肥化（湖南農業高校へ提供）
  - ・給食センターでの食品残渣による堆肥化（1次発酵）

### 基本施策 ③市民と協働で農業を支える仕組みづくりの確立

- ・市民農園や体験農園の整備とあわせ、地域農業者との交流機会を創出し、市民への農産物の栽培指導や援農体制づくり等を検討します。

#### ■計画策定後の主な施策の取り組み

- 農業講習会や親子農業体験イベント等の開催
  - ・JA草津市における親子料理教室等の実施（小学校親子延70名）
  - ・ロックベイガーデンでの体験（枝豆、芋ほり等）
  - ・JA草津市による愛彩菜や葉物野菜を中心とした収穫体験の実施
- 援農体制づくりの検討
  - ・JA営農普及員による家庭菜園の指導・援農
  - ・JA草津市広報での家庭菜園の指導の掲載

## 基本方針 5 農業振興のためのネットワーク強化

### 基本施策 ①関係機関との連携強化

- ・農業を振興していくためには、農業者の意欲と創意工夫を活かした主体的取組に対し、市民、行政、J A、各種協議会、消費者団体、教育機関、小売事業者、食品加工事業者等、各主体がそれぞれの役割を果たすことが必要であることから、連携強化に向けた推進体制づくりを進めます。
- ・市内農産物の高付加価値化や新たなビジネスの創出を図るため、農商工連携強化に向けた取組を推進します。

#### ■計画策定後の主な施策の取り組み

##### ○関係機関による推進体制の確立

- ・県・市・J A連携による組合員指導
- ・各野菜出荷組合などとの連携
- ・草津ブランド推進協議会の設立
- ・湖南地域農業センターの運営

〔 構成員 湖南 4 市（草津市・栗東市、守山市・野洲市）  
湖南 3 J A（J A草津市、J A栗東市、J Aおうみ富士） 〕

##### ○異業種交流による意見交換会の開催

- ・地産地消を目的に取り組みされている県の「おいしが、うれしが滋賀」事業に参加【再掲】
- ・草津あおばな会の設立（あおばなのブランド化）。昭和56年1月1日に「草津市の花」に指定された「あおばな」の持つ特徴や価値を再認識し、伝統文化の継承に努めるとともに、あおばなを通して地域の活性化を図り、うるおいに満ちた市民生活と草津市のまちづくりを進めるため、草津あおばな会を設立

##### ○農商工連携による取組

- ・草津未来研究所\*における6次産業化に関する調査研究
- ・6次産業化研究会\*において、草津市の現状と今後の方向性を模索

### 基本施策 ②市域を超えた取組強化

- ・「近江米」や「環境こだわり農産物\*」等のブランド化が進められており、多様化する市民ニーズへの対応や強い産地づくりのためには、市外との連携も必要となることから、県や普及指導機関、市外の各種団体との連携強化を図ります。

#### ■計画策定後の主な施策の取り組み

##### ○市域を超えた産地形成に向けた取組の推進

- ・湖南地域農業センターによるスタンプラリー（直売所マップ）
- ・ミラノ博への和食弁当の出展（近江の匠と食弁当実行委員会）
- ・近江米の新品種「みずかがみ」の生産普及

##### ○農業技術振興センターや大学等の研究機関との共同研究等の推進

- ・立命館大学との連携によるS O F I X農業\*の可能性を研究



## 用語説明

### 相対取引

市場を介さず売り手と買い手が1対1の関係で取引を行う方法のこと。価格は双方の合意により決定される。相対取引に対し、複数以上の売り手と買い手が互いに値段を競い合い、最も高い値段をつけた買い手が落札する方法を「せり」という。

### エコファーマー

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者。エコファーマーになると、環境保全型農業直接支払交付金による支援や農業改良資金の特例措置が受けられる。

### 環境こだわり農産物

化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の5割以下に削減し、かつ、琵琶湖および周辺環境への負荷を削減する技術で栽培されたことを条例に基づいて県が認証した農産物。

### GAP（ギャップ）

農業者自らが農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価して、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。

### 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組みのこと。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同作業について2つ以上の作業を年間2日以上の間を行うこと。

### 草津ブランド推進協議会

津市の農水産物や特産品のブランド化に必要な要素（商品開発・販路開拓・PR・マッチング）等を一元化し、共通の認識と目的のもとで「草津ブランド」の創造と浸透、発展に向けた取り組みを進めるため、平成26年12月18日に設立。生産者団体や大学、JA草津市、草津商工会議所、観光物産協会等の各種団体により構成。

### 草津未来研究所

草津市の未来について中長期的・広域的かつ部局横断的な視点で政策研究を行い、市民・社会ニーズの充足や課題の解決に向けた政策形成に寄与することを目的に、平成22年4月に草津市総合政策部内に設立された機関。所長、相談役、顧問、副所長について外部学識経験者等により構成され、政策課題に対数調査研究活動および職員の人材育成活動を行っている。

### CE荷受

米、小麦、大麦、大豆などを、乾燥、貯蔵、調製、出荷までを一環して行う共同利用施設（大型倉庫）であるCE（カントリーエレベーター）を運営し、荷受けを行うこと。

### 循環型社会形成推進基本法

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を促進するための基本的な枠組みとなる法律。

この基本法の整備により、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立された。

## 食育基本法

---

平成 17 年 7 月に、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に制定された法律。

## 生産履歴（トレサビリティ）

---

農産物を生産するにあたり、育苗から栽培、収穫、加工などそれぞれの工程で行った作業の履歴。消費者や納品先の求めに応じて提出できるように肥料や農薬の使用の記録や栽培日誌としてほ場毎もしくは、生産ロット毎に記帳することにより、安全・安心な農産物の生産につなげる。

## SOFIX 農業

---

立命館大学生命科学部久保幹教授らが開発した生物指標による農耕地土壌の診断技術。これまでに 600 か所以上の農地土壌を分析し、有機栽培に望ましい土壌成分の量とバランスを数値化する診断指標であり、①植物生長に関する成分と ②物質循環に関する成分を測定するものである。日本、中国、オーストラリアで特許登録済みであり、アメリカに特許出願中。SOFIX という名称については商標登録済み。

## WTO（ダブル ティ オー）

---

World Trade Organization の略称。GATT（ガット）ウルグアイ・ラウンドにおける合意に基づき、マラケシュ宣言により 1995 年 1 月 1 日に GATT を発展解消させて成立。

世界各国が自由にモノ・サービスなどの貿易が出来るようにするためのルールを決める国際機関として機能しており、分野ごとに交渉や協議を実施する場が設けられている。

## 田んぼの学校推進事業

---

「農業体験パイロット事業」と連携して、農業への興味や関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶことを目的に、小学生に農業体験学習の機会を提供する事業。

## 地産地消

---

地元でとれた生産物を地元で消費すること。

食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

## 軟弱野菜

---

植物体が軟弱で、外部からの衝撃で傷つきやすく、収穫物は軽量・小形で、常温下では日光にさらされたり風にあたりと急速に鮮度を失い品質が低下する野菜をいう。ほうれん草やみずな、こまつな等がこれにあたる。

## バーチャルウォーター

---

バーチャルウォーター（仮想水）とは、農畜産物や工業製品等の購入によって間接的に消費する水資源のこと。国際的な水資源問題から生まれた概念であり、ある国が輸入している農産物等を自国で生産すると仮定した場合に必要な水資源量。

カロリーベースにおける自給率が 40%と低い日本において、大半の農畜産物は海外からの輸入に頼っている。輸入農畜産物を育てるために使われる水の量は、年間約 640 億 m<sup>3</sup>と推定され農畜産物とあわせこの水も輸入しているという考え方を「バーチャルウォーター」という。ひとり一日あたりに換算すると 1,460 ℓ、おフロ 8 杯分になる。

## フードマイレージ

---

イギリスの消費者運動家のティム・ラング氏がフードマイルとして提唱した概念。

輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から食卓の距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

## まるごと保全運動

---

滋賀県において農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための基本的な施策として実施している「農村まるごと保全向上対策～滋賀らしい多面的機能支払交付金制度～」をはじめ、多面的機能を支える共同活動及び地域資源（のうち、水路、農道など）の質的向上を図る共同活動を推進する運動。

## マルシェ

---

生産者などが公園や広場、路上等で新鮮な農産物を消費者に直接販売する朝市で、パリやニューヨークなどで様々な形態のものが生活に根付いている。日本では、生産者の所得向上や都市への新たな文化と潤いの空間創造、地域コミュニティの活性化等を目的に、2009年秋より農林水産省が支援する「マルシェ・ジャポン・プロジェクト」として都市住民参加型の市場を開催するなど、全国各地で取り組みが広がっている。

## Uターン

---

地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くことを言う。

## 6次産業化

---

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

## 6次産業化研究会

---

草津未来研究所と草津市産業振興部農林水産課の合同で開催した研究会で、その他学識経験者、JA、生産者で構成された。